

道路運送法 昭和26・6・1・法律183号

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

第80条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。

3 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。